

## 国民救援会全国大会で発言

「民主的医療機関が、労働局が認めた労災を認めないなんて・・・なぜ？」

7月28～30日、神戸で開かれた国民救援会の全国大会に、救援会南支部から参加させていただきました。会場一杯の450名の全国からの参加者の熱い議論に、勇気と元気をもらってきました。

名張毒ぶどう酒事件、袴田事件など有名な事件のほかに、全国で100件の事件支援を粘り強く続けている救援会のパワーを改めて感じました。

2日目に私も発言の機会をいただきましたが、「民医連相手に裁判!？」と会場に一瞬どよめきが起こりましたが、「どうしてそんなことになってるの?」「応援するよ。頑張ろうね!」と休憩時間に声をかけてくださる方が何人もおられました。

最終日には、「ともにあゆむ裁判」の支援決議も採択されたので、次回裁判時には、署名と一緒に救援会全国大会名での決議として提出します。(裏面に決議文を掲載しました)



## 署名到達ほぼ6000筆

この間、みやぎ生協労組や大阪耳原病院、さいたま医療生協、兵庫民医連などからまとまった署名を送っていただいていたのですが、暑さのせいもあってか、ややペースダウン気味です。

次回裁判(8/22)に裁判所に届けられるように、お手元に集まっている署名用紙は、早めに郵送をお願いします。

「署名用紙がなくなったけど、まだ集められるよ!」という力持ちの方は、ぜひぜひご連絡をください。大至急、署名用紙をお送りします。

署名は、まだまだ続けます。ご協力よろしくをお願いします。



↑ 救援会全国大会会場ホテルから見えた明石大橋

### 「ともにあゆむ裁判の話聞く会」あちこちで開催予定

- 8月20日(月) 18:30～ 知多市市民活動センター2階会議室 主催:救援会知多北部支部
  - 9月2日(日) 10:00～ 緑区神の倉コミュニティーセンター 主催:緑区支援者の会
- ※ 「直接話を聞いてみたい」という方、ぜひ聞く会を企画してください。どこへでもうかがいます。

### 次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

**8月22日(水) 午後3時 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷**

※今回は、同日午後4時から新日鉄手塚裁判があるので、報告会は短時間で行います。

## ともにあゆむ裁判(南医療生協事件)の公正判決を求める決議

南医療生活協同組合（以下、南医療生協）では、2001年から約3年間にわたり、南生協病院のリニューアル工事が行われました。梅村紅美子さんは、工事着工直前の2000年7月、庶務課で初めての主任になってわずか3ヶ月で、突然事務長室課長に異動となり、リニューアル工事の実施設計の仕上げの時期の実務を担当する事務局を、事実所ほぼ1人で担当させられました。

この激務のため、梅村さんは同年10月うつ病を発症。しかし、南医療生協は入院しているベッドからも設計の打ち合わせに行かざるを得ないような状況を放置し、梅村さんを過酷な責務を与え続けたあげく、2002年には、逆に健康管理不足を理由に降格処分をしました。

その後、2003年には、梅村さんは南生協病院で「地域医療連携室」を立ち上げるという困難な業務をほぼ一人で担当させられ、立ち上げ後も1人部署の状態が続き、うつ病は重症化・難治化していきました。

2006年には診療所にケアマネージャーとして異動になりましたが、そこでも、傷病手当をもらいながらの身体慣らし（南医療生協ではこれを「リハビリ勤務」と言います）の期間中に、南医療生協は梅村さんに対し、ケアマネージャーの管理者業務の引き継ぎを強要し、過酷な業務を命じました。

2006年10月にはメンタルの主治医から「3ヶ月の休業が必要」と言われ、梅村さんはケアマネージャーの人員補充を訴え続けましたが、代替りのケアマネージャーの補充が一向にされなかったため、2007年1月に梅村さんはやむを得ず、職場の同僚に業務を分担してもらい、休職に入りました。

梅村さんは復職を希望し、2008年2月から介護支援事業部へ異動して、「リハビリ勤務」をしていましたが、2008年4月に南医療生協は、「休職期間満了」による自然退職を理由に、梅村さんに退職を強要しました。

2010年7月、梅村さんは、うつ病は業務によって発症したものであり、その後も安全配慮義務違反があったとして、南医療生協に対して損害賠償を求める民事訴訟を名古屋地方裁判所に提訴しました。うつ病については、2010年11月に愛知労働局は労災であると認定しました。

それにもかかわらず、南医療生協は一貫して、労災ではないと主張して、提訴から2年たった今も争っています。

しかし、その一方で南生協病院は、梅村さんの医療費を労災保険から受給し続けています。

私たちは、「梅村さんのうつ病が、業務上生じたものであること」と、「南医療生協に労働契約上の安全配慮義務違反があったこと」の2点を認定していただけるよう、貴裁判所による公正な判断を強く要請します。

上記のとおり、決議する。

日本国民救援会第56回全国大会

2012年7月30日

平成22年(ワ)第4866号 損害賠償請求事件  
名古屋地方裁判所民事第1部合議係 裁判長 殿

日本国民救援会中央本部  
会 長 鈴木 亜英



提案団体 日本国民救援会愛知県本部  
「ともにあゆむ裁判」を支援する会